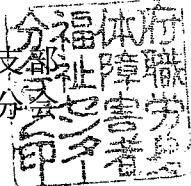


2017年5月9日

大阪府立障がい者自立センター  
所長 荒木 敏宏 様

大阪府職員労働組合健康福祉支部障がい者センター分会



## 2017年度障がい者センター分会(自立センター)要求書

大阪府職員労働組合健康福祉支部障がい者センター分会として以下の点について要求します。誠意をもって回答してください。

1. 専門医が配置されておらず、日々の健康相談・健康管理業務に支障をきたしている。医療の継続の必要性が高い利用者が多い中で、看護師が判断をせまられることや、医療機関との連絡調整など業務量増がおこっている。専門医がないためにおこる業務量増などの負担を軽減すること。
2. 医療的ケアや、健康面での指導が必要な利用者が多く、看護師の業務量増となっている。また、看護師は祝日勤務の負担が大きい。労働条件を改善するため看護師を増員するなど必要な措置を講じること。
3. 夜間の利用者支援の体制が、正規職員1名（と非常勤職員2名）のため、正規職員の過重負担となっている。夜勤体制を正規職員2名（と非常勤職員2名）の体制とするなど、労働条件の改善のため必要な措置を講じること。
4. ケースワーカー1名が産休に入るため、他のケースワーカーの業務が過重負担とならないよう、必要な措置を講ずること。また、ケースワーカーの恒常的時間外労働を解消するために必要な措置を講じること。
5. 心理職について、一名は高次脳機能障がい支援コーディネーターの兼務であり業務量が多く、恒常的な時間外労働となっているため、労働条件を改善するための必要な措置を講じること。
6. 言語療法は、自立センター利用者にとってなくてはならない訓練である。3月末に1名退職し、当該言語聴覚士、正規職員ともに過重負担となっている。労働条件の改善のために必要な措置を講じること。
7. 言語聴覚士がやむを得ず行った時間外勤務手当は、支給すること。
8. 育児のための短時間勤務制度や部分休業などについて安心して取得できるよう代替人員を確保するなど職場環境を整備し、取得にあたって、不当な干渉や

差別的な対応を行わないこと。

**要望事項**

1. 医師を確保し、利用者の健康管理や医療的な支援体制を充実すること。
2. 言語聴覚士を正規職員とすること、作業療法士、心理職の増員など、利用者支援の充実をはかること。
3. 利用者が必要な時にすぐに府立急性期・総合医療センターを受診できるようになること。(協力医療機関であり利用者・家族の期待が大きい)。入所時に必要な場合は、主治医をスムーズに府立急性期・総合医療センターへ移行できるようにすること。
4. 産休等代替制度の適用職場とすること。
5. 自立センター利用者は、年齢や障害状況が幅広く、また、高次脳機能障がい者の専門施設としての役割も大きい。より専門的な支援ができるよう人員体制や設備を整えること。
6. 同性介護を維持し、職員の男女にアンバランスが生じないよう引き続き入浴支援にかかる人員を確保すること。
7. 施設の保全・修理、物品購入、光熱水費、特別清掃のための予算を確保すること。特に、プログラム、冷暖房や入浴について利用者サービスの低下となるないようにすること。
8. 公衆電話の設置もしくは、携帯電話を持っていない利用者が使えるような電話を検討すること。
9. 利用者の利用料金の納入について、現行金融機関のみでなく、ゆうちょ銀行・コンビニでの納付や ATM での納付が可能となるようにすること。
10. 施設保全担当職員を定数化するなど、施設保全担当職員を確保すること。
11. 福祉サービス利用料金が、前年度収入にかかることや配偶者の収入にかかることについて、現在の収入・生活状況に応じて負担軽減できるようにすること。